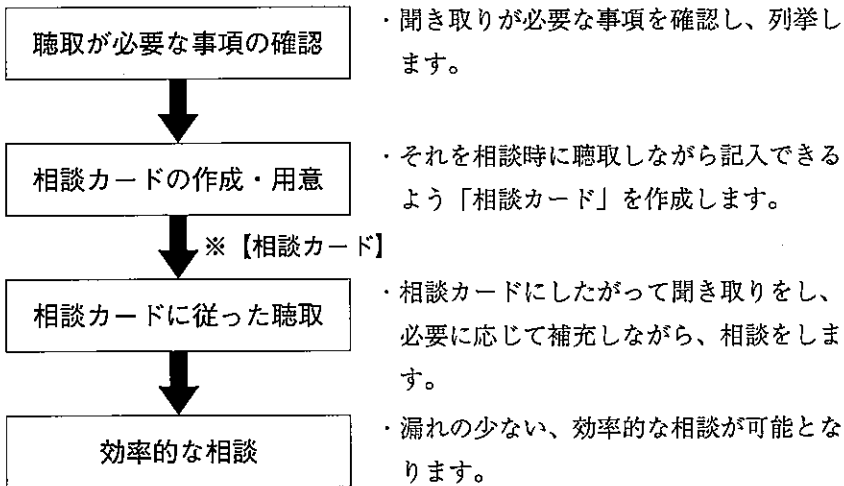


## 第2 聞き取りのポイント

### ◇聞き取りのポイント①（相談カードの利用）

#### Point

◆多くの情報を総合して方針を判断しなければならない個人債務整理事件では、聞き取りが必要な項目を列挙し、記入できるように「相談カード」を用意し、これにしたがって聴取することで、漏れの少ない、効率的な聞き取りが可能となります。



#### 解説

##### 1 相談カードの利用

個人債務整理事件の相談では、多くの情報を総合的に判断して方針を決定することになりますが、聞き取りが必要な事項を整理した「相談カード」（後掲 **参考書式** 参照）をあらかじめ用意し、これをチェックし、補充しながら聞き取りを進めると、漏れの少ない情報収集が可能となります。

前掲『相談前の準備』で説明したように、「相談セット」などの相談資料を事前に相談者に用意してもらい、これに目を通した上で聞き取りを行えば、効率的な相談が可能となります。相談者が持参したその他の資料をあわせてチェックすれば、より正確な判断が可能となります。

## 2 聞き取りのポイント

ここではまず、「負債状況の把握」「返済資力等の把握」以外の事項に関する聞き取りのポイントについて、「相談カード」の参考書式にしたがって説明します。

### ① 氏名

旧姓で借入れをしたことがある場合には、旧姓も確認します。

### ② 住所

現住所と借入時の住所が異なる場合には、借入時の住所を、できるだけ全部、正確に聞き取ります。債権者による債務者の特定を容易にするためです。

### ③ 事務所名・弁護士名等での連絡の可否

個人債務整理の相談では、同居の親族等に内緒で相談に訪れる相談者が少なからずいます。家族等に話すよう助言・指導をした方がよい場合がほとんどですが、少なくとも、本人が納得して話をするまでの間、親族等に知られたくないという相談者・依頼者に対しては、封書は茶封筒・個人名で、電話は個人名で行います。

### ④ 第2連絡先

個人債務事件の相談者は、債権者からの取立てに追われており、または、もともと生活が不安定なため、相談後、連絡がつかなくなってしまう場合が少なくありません。そのような場合の緊急の連絡先として、実家や親族の連絡先等を第2連絡先として確保し、これを通じて本人と連絡を取る手段を確保しておきます。

### ⑤ 現在の勤務先・仕事の内容・勤続年数・収入等

単に「会社員」などというだけでなく、債務者の仕事の内容や、職場での地位について、具体的に確認します。

職種は、特に、破産によって資格の制限を受けるか否かの判断をする際に重要です。たとえば、警備会社に勤務しているといっても、資格の制限に関係ない職種の場合もありますから、具体的に仕事の内容や資格の有無を確認する必要があります。なお、破産法上の資格の制限に該当する職種であっても、事実上、破産手続を選択する上での障碍にならない場合もあります（後掲第4章『仕事に支障はないか』参照）。

月収やボーナスについては、当然のことながら手取金額を確認します。

勤続年数は、退職金の有無と見込額を確認する手がかりとなります。退職金見込額を確認するのは、破産手続開始決定や再生計画認可決定確定時点での自己都合による退職金見込額の8分の1相当額が、破産手続における破産財団を形成し、個人再生手続における清算価値の基準となるためです。退職金見込額について確認する趣旨をよく説明し、退職をしなければならないのではないかとの誤解を招かないように注意する必要があります。

### ⑥ 家族構成

### ⑦ 資産の状況

#### a 預貯金

できれば、預金通帳の原本を確認します。記帳内容を確認することで、申告漏れの借入先や、保険等の資産が確認できる場合がありますので、不明な記載については説明を求めるようにします。

#### b 家屋

持家か借家かを確認します。

持家の場合には、一戸建てかマンションか、一戸建ての場合は、敷地が自己所有か借地かを確認します。持家の場合には、現在評価額ならびに抵当権の設定された住宅ローンの残額および支払月額を確認します。このとき、自宅土地建物に設定されている住宅ローン以外の抵当権と被担保債権額なども確認します。余剰価値があるか（その場合、どれくらいの余剰価値が見込めるか）それともオーバーローンであるかの判断や、個人再生手続において住宅資金特別条項が利用できるか否かの判断等に欠かせない確認事項です。商工ローンやマチ金を利用している相談者の中には、知らないうちに、必要な書面を徴収されて、抵当権等が設定されている場合もあるので注意が必要です。

不動産をめぐる権利関係を必ずしも正確に把握していない相談者も少なくないので、早い段階で、必ず不動産登記事項証明書を確認してください。

#### c 自宅以外の不動産

自宅以外の不動産の有無についても確認します。尊属が死亡し、法律上は遺産相続をしているのに、不動産の所有名義がそのままになっているため、自分の所有ではないと誤解している相談者などもあるので、注意が必要です。

#### d 自動車

所有名義と時価を確認します。

債務者本人が使用していても、自動車ローンの残金がある場合には、当該自動車に所有権留保がなされている場合がほとんどです。この場合、車検証上は債務者の所有名義になっていても、契約上、ローン会社の所有権留保がなされている場合が多いので、自動車ローンの契約書も確認する必要があります。

なお、東京地裁の破産手続では、査定価格が20万円未満の自動車は、換価を要しないとの運用がなされています。

### e ゴルフ会員権、株式等

時価を確認する必要がありますが、実際には、相談時には分からないことが多いため、後日、確認することになります。

### f 生命保険等の加入

保険の種類、積立型か掛捨て型か、積立型の場合には、解約返戻金見込額を確認します。相談時に確認できない場合には、保険証券の記載内容や保険料額などからおおよその目安を立てておき、後日、保険会社の作成する解約返戻金計算書を本人に取り寄せてもらい、正確な内容を確認することになります。

### g 売掛金・貸金

内容、金額および回収の見込みを確認します。回収の見込みがない場合には、その理由（相手方行方不明、相手方破産、証拠なし等）を確認します。相手方の連絡先や以前の連絡先が分かる場合には、報告してもらいます。このような準備をしておく、将来、破産手続を選択した場合の破産管財人による処理にも役に立ちます。

### h 2年以内に処分した財産

過去2年以内に処分した主な財産の内容と代金の用途を確認します。

### i その他、財産的価値のあるもの

適宜、聞き取りながら確認します。

サラ金等との取引が長い場合には、過払金返還請求権が発生していることがあるので、その可能性についても検討した上で、方針の決定を行うことになります。

## ⑧ 借金をした時期と理由

借金をしたのはいつ頃からで、主な原因は何か、返済のために借入れを繰り返すようになったのはいつ頃で、その原因は何かなど、現在の負債を抱えるに至った事情を具体的に聴取します。「生活費のため」「返済のため」では不十分であり、失業、家計収入の減少、病気や事故による医療費の支出、住宅ローン返済、教育

## 第2章 多重債務の相談から受任まで

---

費支払、保証債務などとの関係で、負債ができた経過を疑問があれば問いただしながら聞き取ります。また、「ギャンブルや遊興費」と言ってもその内容や程度、行っていた時期を具体的に確認する必要があります。ただし、相談時点では、とりあえず破産・免責手続を選択する場合の免責不許可事由の存在や債務の減少、過払金発生の可能性を判断する手がかりを得られればよいので、そのような観点から負債の経過が確認できれば、より詳細な経過については受任後に継続して確認します。

### アドバイス

「相談カード」は効率的な相談を可能にしますが、完全ではありません。相談者の話をよく聞き、疑問点は問いただし、事例に応じて必要な事項を補充しながら、質問・聴取する必要があります。

## 第2章 多重債務の相談から受任まで

### 参考書式

#### ○クレジット・サラ金相談カード

#### クレジット・サラ金相談カード

相談日： \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

(よみがな)

氏名 \_\_\_\_\_ (男・女) ( \_\_\_\_\_ 歳： \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日生)

自宅住所・電話番号 (現在連絡の付く場所)  
(〒 \_\_\_\_\_ )

電話番号 \_\_\_\_\_ (ポケットベルは不可)

**★事務所名・弁護士名での連絡について★**

郵便 (事務所封筒の使用) (可/不可) 不可の場合：茶封筒で裏書は弁護士の個人名になります。  
電話 (事務所名での電話) (可/不可) 不可の場合：弁護士の個人名になります。

A. どうしてこの事務所を知ったのか？

本を見て電話した (書籍「 \_\_\_\_\_ 」/雑誌「 \_\_\_\_\_ 」)  
 紹介で (紹介者： \_\_\_\_\_ )  その他 ( \_\_\_\_\_ )

B. 来所者について (人数 \_\_\_\_\_ 人)

1. 依頼者自身は来所したか？  
(Yes / No) → 本人が来れない事情 ( \_\_\_\_\_ )
2. その他の相談者  
 家族 (続柄 \_\_\_\_\_ )  その他 ( \_\_\_\_\_ )

C. 依頼者について

1. 第2連絡先 (所在不明の場合などの為に、実家等を必ず聴取のこと)  
連絡先の識別 (実家・会社・知人宅・その他 (具体的に \_\_\_\_\_ ))  
(〒 \_\_\_\_\_ )

電話番号 \_\_\_\_\_

2. 現在の職業

会社員  会社役員  自営業  公務員  自由業  パート  
 無職 (主婦・学生・他)  その他 (具体的に \_\_\_\_\_ )

3. 勤務先・営業地 (緊急の場合などに事務所名を出さずに連絡します)

会社名 \_\_\_\_\_ 部署 \_\_\_\_\_ (業種 \_\_\_\_\_ )

所在地 \_\_\_\_\_

電 話 \_\_\_\_\_ (連絡可能時間帯 \_\_\_\_\_ ~ \_\_\_\_\_ ) 勤続年数 \_\_\_\_\_ 年

平均月収 \_\_\_\_\_ 円

ボーナス \_\_\_\_\_ 円 ( \_\_\_\_\_ 月・ \_\_\_\_\_ 月)

退職金 有・無 (有の場合、その額 \_\_\_\_\_ 円)

4. 家族構成

続 柄	名 前	年 令	職 業	月 収 (ボ ー ナ ス)	同 居 の 有 無

※家族等の援助の可能性について

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

## 第2章 多重債務の相談から受任まで

5. 家屋について

- 持家〔相続・購入（購入価額 \_\_\_\_\_ 円）  
 （現在評価額 \_\_\_\_\_ 円）
 ┌ ローン残額 \_\_\_\_\_ 円  
└ ローン月額 \_\_\_\_\_ 円
- or
- 借家（家賃 \_\_\_\_\_ 円）

6. その他の資産について

- 現金・・・約 \_\_\_\_\_ 円      預貯金・・・約 \_\_\_\_\_ 円  
※預金通帳
- 不動産（土地・建物）・・・＜有・無＞  
 最近（過去2年間）に処分した不動産（代物弁済も含む）・・・＜有・無＞  
 ●所在地 \_\_\_\_\_ （時価 約 \_\_\_\_\_ 円）  
※不動産登記事項証明書
- 自動車・・・＜有・無＞  
 最近（過去2年間）に処分した自動車・・・＜有・無＞  
※車検証
- ゴルフ・レジャークラブ等の会員権・・・＜有・無＞  
 （時価 約 \_\_\_\_\_ 円）  
※会員証
- 有価証券・・・＜有・無＞  
 （時価 約 \_\_\_\_\_ 円）  
※証券等
- 電話加入権（本、担保設定の有・無）・・・＜有・無＞
- 生命保険の加入・・・＜有・無＞  
※保険契約証書  
 解約返戻金＜有・無＞（有の場合その金額 \_\_\_\_\_ ）
- 売掛金・貸金（ \_\_\_\_\_ 件 \_\_\_\_\_ 円）・・・＜有・無＞  
※回収の見込？
- 離婚・離縁した場合（過去2年間）の財産分与・・・＜有・無＞  
※各種証明書類
- 退職金を受け取った場合（過去2年間）・・・＜有・無＞  
 （退職の日・・・年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日、金額 \_\_\_\_\_ 円）  
※使途明細
- その他財産的価値のあるもの（貴金属等）・・・＜有・無＞  
 （種類 \_\_\_\_\_ 、時価 約 \_\_\_\_\_ 円）

D. 負債の状況について

負債額 合計 \_\_\_\_\_ 円（ \_\_\_\_\_ 件）

1. <内訳>

	件数	負債額	現在の毎月の支払い額
1. サラ金	社	円	円
2. 借入・クレジット	社	円	円
3. 銀行	社	円	円
4. 銀行系カード	社	円	円
5. その他 （親戚・友人など）	件	円	円
			*TOTAL*
			円

2. 紹介屋・買取屋・整理屋の利用 <有・無>

① 利用の時期・・・年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日頃

② 業社名（種類：紹介屋・買取屋・整理屋）

③ 紹介手数料（買取価格）

## 第2章 多重債務の相談から受任まで

④ 広告媒体

⑤ 整理屋提携弁護士名

3. 借金した時期と理由

- 生活費
- 事業資金
- 教育費
- 失業のため
- 転職のため
- 離婚のため
- 結婚・出産のため
- 傷病・入院のため

- 年 月 日 頃より・・・
- 住宅ローン
  - 自動車ローン
  - 遊興費・飲食
  - ギャルブル
  - 買い物・レジャー
  - 貸付の失敗
  - 社会交際の営業・活動
  - 借入の返済

- 保証人・肩代わり
- 詐欺的取引被害
- 借金返済・ローン返済
- 浪費
- その他

複数回答の場合には  
順位を記入して下さい。


E. 方針について

1. 生活費を除いて毎月返済に充てられる金額  
\_\_\_\_\_円

2. 相談に対する回答および受任の 有・無 ( 処理方針 )  
 自己破産     任意整理 (一括・分割)     個人再生  
 その他 (債務不存在の通知・過払請求・それ以外)     継続相談

--

3. 次回面談日 (受任しない場合も継続相談なら記入のこと)

月 日 時

4. 費用について

- [相談料] ¥10,500 (消費税含む)
- [実費] 1件当り ¥2,000
- [弁護士費用] (預り金) は別紙契約書にて

**東京市民法律事務所**

<input type="checkbox"/> 宇 都 宮 健 児
<input type="checkbox"/> 水 村 裕 二
<input type="checkbox"/> 岩 盤 住 治
<input type="checkbox"/> 三 上 裕
<input type="checkbox"/> 酒 井 恵
<input type="checkbox"/> 森 川 介

5. 確認事項・・・

※費用と必要書類が揃わなければ受任通知は発送できません。

— 132 —



## ◇相談者が住宅の保持を希望した場合

### 事 例

50歳 既婚男性

会社員勤続25年 手取収入月額30万円。賞与約25万円×2回

同居の家族：妻（40歳）パート収入月額10万円、子（中学生）2名

自己所有の自宅マンションに居住。住宅ローン返済中。

負債総額：2,600万円。債権者7件

住宅ローン 1件2,000万円（自宅マンションに抵当権有、月々10万円ずつ返済中）

消費者金融 6件600万円

月々支払可能額：住宅ローンを支払うと月約4万円

負債の原因：平成元年にマンションをローンで購入し、月10万円ずつ返済していたが、その後、勧誘に応じて高額なソーラー機器や浄水器、ふとんをカードで買い、その支払に困って消費者金融から借入れ。自転車操業を続けて苦しくなった。消費者金融3社には特定調停を申し立てて、調停が成立し、毎月4万円ずつ支払っていたが、続かなくなった。

主な資産：①自宅マンション

時価約850万円

住宅ローン残1件分2,000万円につき、保証会社が代位弁済した場合の求償権につき抵当権が設定されている。

②退職金 自己都合見込額800万円

### Point

- ◆住宅資金特別条項を利用した個人再生手続選択の可能性の検討
- ◆「住宅」、「住宅資金貸付債権」該当性等の検討
- ◆予想される再生計画弁済金と履行の可能性の検討

## 検討

### 1 事例の概要

本件は、相談者が自宅マンションを維持したいと強く希望したケースです。

各種手続について説明の上、住宅資金特別条項を利用した個人債務者再生手続を利用できるかどうかを検討しました。

### 2 「住宅」「住宅資金貸付債権」該当性等の検討

住宅資金特別条項を利用するには、

- ① 自宅マンションが「住宅」（民再196一）に該当すること
- ② 住宅ローンが「住宅資金貸付債権」（民再196三）の要件を充足すること
- ③ 民事再生法198条1項ただし書の事由に該当しないこと

が必要なので、まず、この要件を検討しました。

#### (1) 「住宅」該当性

相談者の自宅マンションは、①相談者自身が所有し、②その床面積の2分の1以上（本件では、全体）を居住の用に供しているため、「住宅」（民再196一）の要件を満たしています。

#### (2) 「住宅資金貸付債権」該当性

本件住宅ローンは、①「住宅」である自宅マンションの購入に必要な資金の貸付によって生じたものであり、②分割払いの定めがあり、③当該再生債権を保証会社が代位弁済した場合の求償権を被担保債権とする抵当権が、本件マンションに設定されているので、「住宅資金貸付債権」（民再196三）に該当します。

#### (3) 民事再生法198条1項ただし書の事由に該当しないこと

本件マンションには、「住宅資金貸付債権」を担保する抵当権以外に、一般債権を担保する別除権が設定されておらず、その他、民事再生法198条1項ただし書の事由には該当しません。

### 3 予想される再生計画弁済金と履行の可能性の検討

本件では、債権者が再生計画案に異議をとる可能性は低かったため、小規模個人再生の可能性を検討しました。

小規模個人再生の場合、原則3年間で返済をする金額は、①最低弁済額要件、②清算価値保障原則の両方を満たす金額でなければならないため、これらを検討しま

した。

#### (1) 最低弁済額要件の検討

本件では、住宅ローンを除いた6件600万円の5分の1である120万円と100万円を比較し、多い方の120万円が最低弁済額となります。

#### (2) 清算価値保障原則の検討

自宅マンションはオーバーローンで余剰価値がなく、退職金見込額800万円の8分の1相当額の100万円が保有資産になります（なお、厳密には、保有している現金や預金の額も、清算価値を形成しますが、本件では少額であったので、事案の単純化のため、これを省略しています。）。

オーバーローン物件を有する場合の清算価値保障原則の考え方については、①弁済総額が保有資産価格を下回ってはならないとする考え方と、②弁済率が、破産になった場合の配当率を下回ってはならないとする考え方がありますので、申立先の裁判所がどちらの考え方をとるかを確認しつつ、再生計画案を策定する必要があります。

本件における清算価値保障原則の内容は、①の考え方によると「弁済総額が100万円を下回ってはならない」ということになり、②の考え方によると「弁済率が5.72%を下回ってはならない」ということになります。

#### (3) (1)(2)の比較

(1)(2)を比較して、多い方の金額が返済必要額となります。本件では、(2)①の考え方によれば、120万円と100万円の多い方の120万円が必要弁済額となり、(2)②の考え方によれば、20%と5.72%の多い方の20%に相当する120万円が必要弁済額となり、結果として違いが生じませんでした。これを3年間で返済するとすれば、毎月約34,000円の返済になります。これに送金手数料を含めると約4万円となり、相談者が支出可能であるというぎりぎりの金額になりました。そのため、本当に3年間で履行が可能か否か、再度検討する必要が生じました。

この点は、受任から申立てまでに通常よりも時間をかけ、その間に、再生計画弁済用の積立てをすることで対応しました。東京地裁などでは、このような再生計画弁済のための積立金は、清算価値に組み入れなくてもよいという扱いになっているので、これも引当てにして、履行の可能性を確実なものにすることにしました。

#### 4 手続の選択と結果

住宅資金特別条項を利用した小規模個人再生を申し立て、住宅ローンについては原契約書どおりの支払いとし、その他の再生債権については120万円まで圧縮して、これを3年間で支払う再生計画案を提出し、認可決定を得ました。

その後、支払は順調に進んでいます。